



事業系ごみの減量と リサイクルの手引き

この手引きでは、主に事業系一般廃棄物の処理方法を紹介します。

目次	ページ
事業系ごみとは	…1
事業系ごみの処理方法	…2
事業系ごみの種類	…3
事業系ごみの出し方	…5
方法1 立川市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する方法 (1日平均のごみ排出量が10kg以上)	…5
方法2 専用指定袋で排出する方法 (1日平均のごみ排出量が10kg未満)	…7
方法3 処理施設に自ら搬入する方法	…9
立川市の事業系一般廃棄物のゆくえ	…10
事業系ごみ減量と食品ロス削減に向けた市の取組	…11
ごみ処理優良事業所の取組紹介	…12
事業用大規模建築物(延床3,000㎡以上)の所有者・建設者の責務ほか	…13
主な分別一覧表	…14

事業系ごみとは

会社や工場、自営業、農業、病院、学校、官公庁、NPOなど、営利・非営利、個人・法人の別は問わず、あらゆる事業活動に伴うすべてのごみのことです。

事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、以下の責任があります

【廃棄物の適正処理】

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない

【廃棄物の減量】

廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、その減量に努めなければならない

【施策への協力】

廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、国や東京都、市の施策に協力しなければならない

事業者求められるもの

社会や環境の変化に伴い、事業者求められる社会的責任は多様化しています。環境に配慮した経営を行うことは、環境負荷の軽減だけではなく、コスト削減や企業のイメージアップにもつながります。

また、ごみの減量と適正処理をはじめ、SDGs達成に向けた取組や配慮は、職場の活性化、業務の効率化など、企業価値を高めることになります。

事業者全体で協力して、環境と経済の好循環となる持続可能な社会にしましょう。

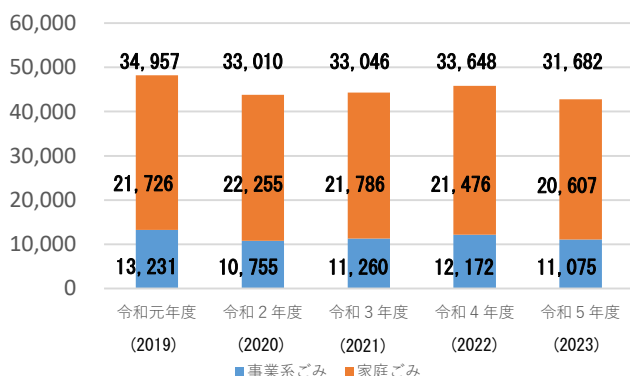
立川市の事業系ごみの現状

令和5（2023）年度立川市の事業系ごみ・家庭ごみを合わせた燃やせるごみ排出量31,682トンのうち、約35%にあたる11,075トンが事業系ごみとなっています。事業系ごみ排出量の推移では、新型コロナウイルス感染症拡大前の令和元（2019）年度の13,231トンをピークに減少へ転じ、令和3（2021）年度以降は約11,000～12,000トンで横ばいとなっています。

また、令和6（2024）年度実施した事業系燃やせるごみ組成分析調査結果では、リサイクル可能な紙類やプラスチック類の混入など、燃やせるごみをまだまだ減量できることが分かっています。

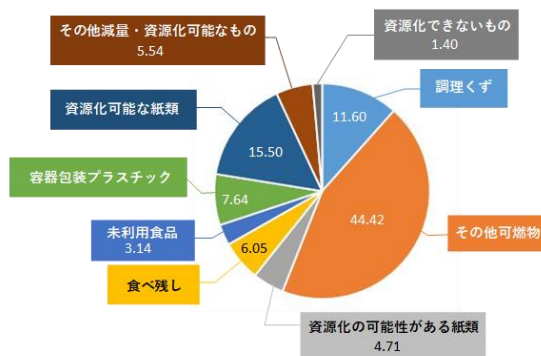
市では、ごみの減量とリサイクルを推進していくため、「立川市第2次一般廃棄物処理基本計画」の中で、さまざまな施策を展開して取り組んでいきます。

立川市の燃やせるごみ排出量の推移（単位：t）



令和6年度事業系燃やせるごみの組成分析調査結果

（単位：％）



事業系ごみの処理方法

手順 1 産業廃棄物を分ける 産業廃棄物は法令で定められた20品目です

区分	種類	具体的な例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃えがら	活性炭、焼却炉の残灰などの各種焼却かす
	(2) 汚泥	排水処理の汚泥、建設汚泥などの各種泥状物
	(3) 廃油	グリス（潤滑油）、大豆油など、鉱物性動植物性を問わず、すべての廃油
	(4) 廃酸	廃写真定着液など、有機性無機性を問わず、すべての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	廃写真現像液、廃金属けん液など、有機性無機性を問わず、すべてのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	発泡スチロールくず、合成繊維くずなど、固形状液状を問わず、すべての合成高分子系化合物（合成ゴムを含む）
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず（注：合成ゴムは廃プラスチック類）
	(8) 金属くず	鉄くず、アルミくずなど、不要となった金属、金属の研磨くず、切削くずなど
	(9) ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず	板ガラス、耐火レンガくず、石膏ボード、コンクリート製品製造工程からのコンクリートくずなど
	(10) 鉱さい	鑄物砂、サンドブラストの廃砂、不良石炭、各種溶鉱炉かすなど
	(11) がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片など
	(12) ばいじん	大気汚染防止法のばい煙発生施設、または産業廃棄物焼却施設の集じん施設によって集められたばいじん
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	以下の業種から発生する紙くず →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業
	(14) 木くず	①以下の業種から発生する木くず、おがくず、バーク類など →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、木材又は木製品製造業（家具製品製造業）、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業 ②貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む） （注：木製パレットは、排出事業者の業種限定はありません）
	(15) 繊維くず	以下の業種から発生する天然繊維くず →建設業（工作物の新築、改築、除去により生じたもの）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業
	(16) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物や植物に係る固形状の不要物（魚や獣のあら、醸造かす、発酵かすなど）
	(17) 動物系固形不要物	と畜場で解体等した獣畜や、食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、めん羊、にわとりなどの死体
	(20) 汚泥のコンクリート固形化物など、（1）～（19）の産業廃棄物を処分するために処理したもので、（1）～（19）に該当しないもの	

産業廃棄物の処理方法

東京都が許可した産業廃棄物処理業者（5ページ参照）に依頼、または自ら処理施設に搬入してください。
詳しくは、東京都環境局のホームページをご覧ください。

手順 2 上記以外のごみ（事業系一般廃棄物）

次の3つの方法のいずれかで処理してください

【方法 1】立川市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する方法

（1日平均のごみ排出量が10kg以上） 5 ページ

【方法 2】専用指定袋で排出する方法（1日平均のごみ排出量が10kg未満） 7 ページ

【方法 3】処理施設に自ら搬入する方法 9 ページ

事業系ごみの種類

※ 産業廃棄物は市の処理施設には搬入できません。詳しくは東京都環境局ホームページをご覧ください

事業系一般廃棄物（例）

自ら搬入することも可能です。
→ 9 ページ・裏表紙参照

資源物（例）

クリーンセンター、総合リサイクルセンターには搬入できません。
分別してリサイクルしましょう。

生ごみ

搬入先：
クリーンセンター



食べ残し
調理くずなど

水切り、食品リサイクル等により、
ごみの減量に努めてください。
→ 6 ページ参照

注) 食品関連事業者は食品リサイクル法に基づき、減量・リサイクルに取り組んでください
食料品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物です

燃やせるごみ

搬入先：
クリーンセンター



落ち葉・小枝・革製品
防水加工された紙コップ
お茶がら・タバコの吸いがらなど

燃やせるごみ以外が混入していると、
クリーンセンターに搬入できません。

粗大ごみ (木製品に限る)

搬入先：
クリーンセンター

契約しているごみ収集運搬業者にお問い合わせください。
木製品（レール等の金属類やガラス等は必ず外す）に限り、クリーンセンターに自ら搬入することが可能です。不明な点はごみ対策課までご連絡ください。

注) 家庭ごみの「粗大ごみ受付センター」では受付できません

せん定枝

搬入先：
総合リサイクルセンター



せん定枝

直径15cm以下、長さ50cm以下に切り
揃えてください。

注) 建設業、木材製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です

古紙



段ボール、新聞、雑誌、コピー用紙、封筒など

資源物回収→ 5・9 ページ参照

注) 建設業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です

古布



綿や麻などの
天然繊維の衣類など

資源物回収→ 5・9 ページ参照

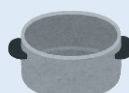
注) 化学繊維（合成繊維）の衣類は産業廃棄物です

びん・缶・ ペットボトル



資源物回収→ 5・9 ページ参照

金属類

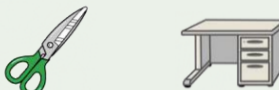
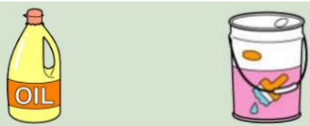
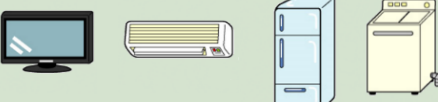


フライパン・
鍋など

資源物回収→ 5・9 ページ参照

産業廃棄物（例）

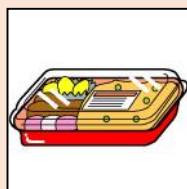
クリーンセンター、総合リサイクルセンターには搬入できません。

プラスチック類	 弁当容器、ビニール袋、発泡スチロールなど	東京都が許可した産業廃棄物収集運搬業者（5ページ参照）に依頼、または自ら処理施設に搬入してください。 詳しくは、 東京都環境局のホームページをご覧ください。
混合ごみ(金属)	 刃物、金具、金属製の家具、金庫など	
ガラス、陶磁器類	 コップ、茶碗など	
電池類	 電池・リチウムイオン電池・モバイルバッテリー	
廃油、薬品類	 食用油 ガソリン、塗料など	
水銀使用製品	 蛍光灯など	
家電リサイクル法対象 家電4品目 (家庭用機器)	 テレビ、エアコン、 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	東京都が許可した産業廃棄物収集運搬業者（5ページ参照）に依頼、または指定引取所へ自ら持ち込んでください。
注) 業務用機器はフロンを回収した上で産業廃棄物として適正に処理してください		
パソコン	 本体 ディスプレイ	※1 パソコン3R 🔍 検索 または ※2 リネットジャパン 🔍 検索
※1 一般社団法人パソコン3R推進協会ホームページ https://www.pc3r.jp ※2 リネットジャパンホームページ https://www.renet.jp		

注意！
従業員が食べた弁当の「プラスチック容器」は産業廃棄物です

産業廃棄物は、許可業者・自己搬入を問わず市の処理施設に搬入できません。

「生ごみ・割り箸」と「プラスチック容器」は必ず分別してください。



一般
廃棄物



産業
廃棄物



事業系ごみの出し方 方法1

立川市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する方法（1日平均のごみ排出量が10kg以上）

許可業者一覧（五十音順）

収集運搬業者名	所在地	電話番号	紙	機密書類	缶	びん	ペットボトル	生ごみ
(株)葵環境開発	立川市泉町935-27	042-525-9990	○	○	○		○	○
(株)表養樹園	武蔵村山市三ツ木1-20-1	042-560-2531	○		○	○	○	
(有)カワスギ	埼玉県入間市宮寺2310-23	04-2934-3600	○	○	○	○	○	
(株)光栄和	国立市富士見台1-14-2	042-574-9600	○	○	○	○	○	
相模原紙業(株)	相模原市中央区南橋本1-18-15	042-773-3508	○	○	○	○	○	○
(株)サダヤマ	日野市大字日野7759-11	042-581-2674	○	○	○		○	
(有)さとみ企画	府中市住吉町3-52-6	042-363-6228	○	○	○		○	
三和興業(有)	八王子市加住町1-417-3	042-691-1805	○	○	○	○	○	○
志賀興業(株)	三鷹市新川4-1-11	0422-47-1414	○	○	○	○	○	○
太誠産業(株)	豊島区南池袋3-14-11中町ビル	03-3989-0098	○	○	○	○	○	○
高杉商事(株)	小平市上水本町4-8-12	042-321-2690	○	○	○	○	○	○
高根商事(株)	立川市西砂町3-22-5	042-560-5350	○	○	○	○	○	○
(有)立川栄清社	立川市上砂町5-65-9	042-520-8395	○	○	○	○	○	○
(株)田邊商店	立川市一番町5-5-1	042-520-0075	○	○	○	○	○	○
(株)トーホークリーン	稲城市東長沼2106-5 マサヤビル301	042-370-3777	○	○	○	○	○	○
(株)トリデ	府中市西原町4-17-53	042-576-9750	○	○	○	○	○	○
中川産業(株)	立川市富士見町1-2-6	042-529-3491	○	○	○	○	○	○
比留間運送(株)	武蔵村山市中央2-18-3	042-565-1336	○	○	○	○	○	○
松浦商事(株)	立川市幸町3-16-1	042-535-6001	○	○	○	○	○	○
(株)リスト	国立市矢川3-23-11	042-572-1300	○		○	○	○	○

- 注）・料金や収集頻度、収集場所は各許可業者にお問い合わせください
・表中の業者は東京都が許可した産業廃棄物収集運搬に対しても対応可能です
（一部取り扱いできない品目があります）
・○印が付いている項目はリサイクル可能です（機密書類は機密性を保持したまま処理します）

立川市からのお願い

事業系ごみの減量とリサイクルに向けて

強化品目その１「食品廃棄物（生ごみ）」

食品関連事業者には、食品リサイクル法により「発生抑制（ごみを出さない）」「リサイクル（再生利用）」「減量」の取組を進める責任があります。

特に、生ごみの排出が多い事業者は、下記の取組や検討を行うことでごみ減量につながります。

食品ロスの削減 ごみを出さない

- ・小盛の導入や、お客様が食べ残しを持ち帰りできる対応をする
- ・食べ残さないメニューの工夫や調理方法の改善をする
- ・計画的な仕入れ、消費につなげるため、廃棄量を把握する

食品リサイクル 再生利用

- ・生ごみを電力やガス、たい肥等へリサイクルするため、ごみ収集契約を変更する（食品リサイクル契約に変更する）
- ・生ごみ処理機器を利用する

減量 水分をなくす

- ・生ごみを廃棄するときは水分を絞る
（例：生ごみをざる等に移し、重しをのせて一晩おくなど）
- ・水切りを徹底する

強化品目その２「紙類」

立川市内の事業所から排出される燃やせるごみのうち、リサイクルが可能な紙類の混入が非常に多いことが、組成分析調査の結果で分かっています。「発生抑制（ごみを出さない）」「リサイクル（再生利用）」「繰り返し使う」を意識することが大切です。

紙類の発生抑制 ごみを出さない

- ・両面印刷や２ページを１枚に印刷（２ in １印刷）する
- ・文書の電子化によるペーパーレス化にする
- ・紙資源を大切に使う

紙類のリサイクル 再生利用

- ・リサイクルボックスを設置する
（ＯＡ紙は両面使用・片面使用・機密文書別、雑誌・チラシ・カタログ、新聞、段ボール等）
- ・メモ用紙や付箋、名刺等の小さな紙類は、別袋を用意して集める
- ・機密文書やシュレッダー紙、菓子箱もリサイクルしましょう
（機密文書は専門業者に相談してください）

紙類を繰り返し 使う

- ・片面使用のＯＡ紙を裏紙として使用する（個人情報等記載は機密文書へ）
- ・使用済み封筒を社内交換便として繰り返し再利用する

ごみ排出時はカラスなどの動物に荒らされないよう、工夫をお願いします

対策方法は８ページをご覧ください。

事業系ごみの出し方 方法2

専用指定袋で排出する方法（1日平均のごみ排出量が10kg未満）

種類と価格

原則として30枚単位（各種10枚1セット・組み合わせ自由）で購入できます。
 なお、1か月あたり30枚を超えて購入できません。

種類	色	単位	価格
燃やせるごみ （可燃袋）	橙色	1枚（40L） 各種10枚 1セット	税込金額 355円 / 1枚 ※内訳 ごみ収集運搬手数料275円（税込） ＋ ごみ処理手数料80円（内税） 【参考】税込金額 10,650円 / 30枚
燃やせないごみ （不燃袋）	紫色		
プラスチック・ ビニール・ ペットボトル （プラ袋）	水色		
紙資源処理券	紙資源処理券 立川市一般廃棄物収集運搬業協議会	1シート 5枚つづり	税込金額 1,100円 / 1シート ※購入制限はありません。具体的な 出し方や収集曜日は地域別の 収集業者へお問い合わせください。

購入方法

地域別の収集業者から購入できます。各業者にお問い合わせください。

担当エリア	業者名	電話番号
西砂町・一番町・上砂町・砂川町・緑町	高根商事(株)	042-560-5350
栄町・泉町・羽衣町	(有)立川栄清社	042-520-8395
高松町・曙町	(株)田邊商店	042-520-0075
富士見町	中川産業(株)	042-529-3491
幸町・柏町・若葉町 柴崎町（3,4,6丁目の一部を除く※）・錦町1,2丁目の一部※	松浦商事(株)	042-535-6001
柴崎町3,4,6丁目の一部※・錦町（1,2丁目の一部を除く※）	高杉商事(株)	042-321-2690

※の地域については、ごみ対策課（直通）042-531-5518へお問い合わせください。

収集曜日

種類	収集曜日	備考
燃やせるごみ（可燃袋）	火曜日・木曜日・土曜日	祝日と年末年始は収集しません。 ごみ収集カレンダーについては、収集業者にお問い合わせください。
燃やせないごみ（不燃袋）	第2・4水曜日	
プラスチック・ビニール・ペットボトル（プラ袋）	第1・3・5水曜日	

排出場所

道路上を避け、所有者・管理者や収集業者と相談し、敷地内の適切な排出場所を決めてください。

ごみを出す際の注意点

- 事業系ごみを家庭ごみとして出すことはできません。
- ごみを出す際は、袋の口をしばってください。
- ごみの適切な分別にご協力ください。分別が不明な場合は、収集業者にご相談ください。
- ルールに違反して出されたごみについては、内容物を調査し、指導する場合があります。
- 1か月あたりの事業系ごみ専用指定袋の使用量が30枚を超える場合は、収集業者との個別契約に変更してください。
- 事業系ごみ専用指定袋に収まらないごみは、粗大ごみとなります。収集業者にご相談ください。
- カラスやネズミ等の動物に荒らされないよう、フタ付きのポリバケツやごみ箱を利用するなど工夫をお願いします。



フタ付きのポリバケツ
(フタをきちんと閉めましょう)

防鳥ネット

カラスは視覚が非常に優れており、生ごみや食べ物汚れの付着したプラスチック容器など、反射する紫外線を感知して、見えなくても袋の中のえさを見つけて荒らします。

カラス被害は繁殖期の春先に多く、袋を破ってごみを荒らされることで、景観を損ない、臭いの不快など、クレームにつながりますので、日頃からカラス対策をお願いいたします。

防鳥ネットはネット下部から狙われますので、お薦めできません。

事業系ごみの出し方 方法3

処理施設に自ら搬入する方法

市の処理施設【「生ごみ」「燃やせるごみ」「木製品に限る粗大ごみ」「せん定枝」のみ搬入可能】

注) 産業廃棄物や資源物、分別していないものは搬入できません。

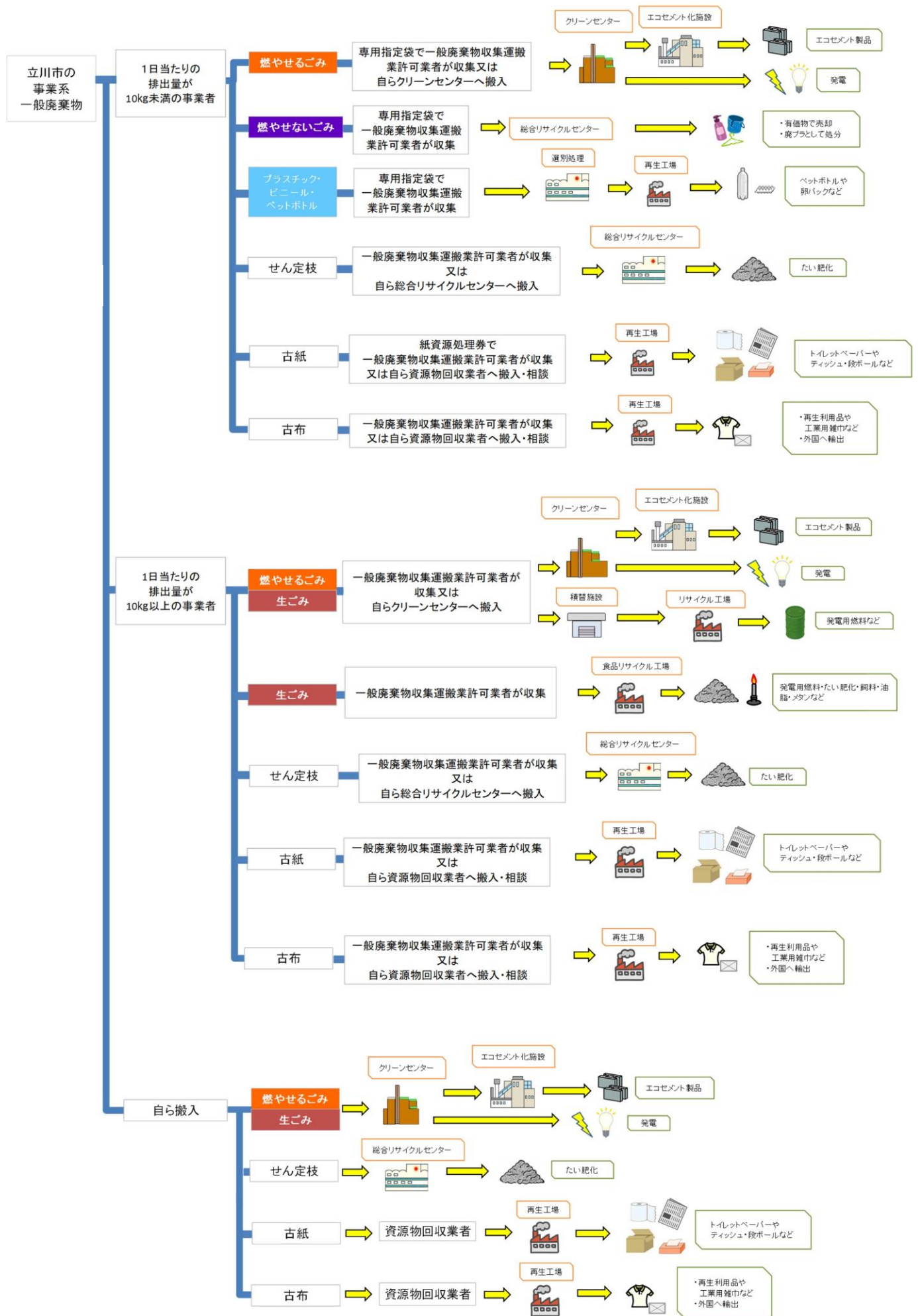
搬入先・所在地	搬入できるもの	電話番号	手数料	受付時間
クリーンセンター 泉町2002番地 (地図：裏表紙参照)	「生ごみ」 「燃やせるごみ」 「木製品に限る粗大ごみ」 (レール等の金属類やガラス等は必ず外す) 	042-519-5319	400円/10kg	月曜日～金曜日 (祝日含む) 午前8時30分～正午 午後1時～午後4時
総合リサイクルセンター 西砂町4-77-1 (地図：裏表紙参照)	「せん定枝」 	042-531-0950	200円/10kg	

資源物回収業者（○印の付いている項目は搬入可能）

業者名	所在地	電話番号	紙類	缶 (金属)	びん	ペット ボトル	古布
高根商事(株)	立川市富士見町 6-36-4	042-540-2056	○	○	○	○	○
(有)富商	武蔵村山市伊奈平 2-8-1	042-560-5899	○				
(株)前原紙業	武蔵村山市榎 2-92-1	042-565-8197	○				○
(株)大久保	昭島市武蔵野 2-9-33	042-545-4621	○				○
(株)イズミ環境マテリアル	国立市泉 4-7-2	042-575-2701	○				
グリーンリサイクル(株)	国立市泉 3-31-10	042-505-9559	○	○		○	○
前田金属工業(株)	立川市柴崎町 6-19-28	042-523-2411		○			
比留間運送(株)	武蔵村山市伊奈平 3-25-5	042-560-8806		○	○	○	

注) 市内及び隣接市で市が把握している業者について掲載していますが、手数料など詳細は直接お問い合わせください。

立川市の事業系一般廃棄物のゆくえ



事業系ごみ減量と食品ロス削減に向けた市の取組

おたすけタベスケ立川

「おたすけタベスケ立川」とは、立川市内のお店が、賞味期限や消費期限が近付いたなど、食品ロスになりそうな商品を割引価格で出品し、利用者の皆さんが閲覧・購入予約できる、お店と利用者をウェブサイト上でつなぐ、フードシェアリング（マッチング）サービスです。

お店を登録するだけで、お店のPR、食品ロスの取組に参画しているというイメージアップになるほか、出品後、利用者とのマッチングによって収益の確保（利用者が直接お店に来てお支払い後、商品の引き渡しとなります）につながります。

お店と利用者の登録料や利用料は無料※なので、お気軽にご利用いただき、何気なくSDGsに参加してみませんか。

※通信料はご負担いただきます

©UDOLLAND



立川でかなう3つのやさしい

地球にやさしい × 財布にやさしい × お店にやさしい

タベスケ 立川



検索

お店、利用者どちらも、下の二次元コードを読み取って登録ができます



App Store用



Google Play用

てまえどりポップ

環境省が定める環境月間（6月1日～30日）と、食品ロス削減月間（10月1日～31日）の期間中、「てまえどりポップによる食品ロス削減キャンペーン」を実施しています。協力店舗の商品棚に市が作成した下記のポップを配置して、お客様へ食品ロスの意識啓発に取り組んでいます。



てまえどり 立川



検索

食べきり協力店登録制度

◇随時登録受付中◇

市内の飲食店、宿泊施設を対象に、小盛りや持ち帰り対応など、食べ残しの削減に取り組む事業所を食べきり協力店として登録し、市の広報紙やホームページを通じ、市民の皆様にお知らせしています。

登録の要件、登録申請書は市のホームページをご確認ください。

食べきり 立川



検索



ごみ処理優良事業所の取組紹介

ごみ処理優良事業所の取組の一部をご紹介します。ここで紹介する事例以外にも、各事業所が環境に配慮したさまざまな取組を行っています。～社名、取組内容は令和6(2024)年度時点のものです～

株式会社JR東日本クロスステーション デベロップメントカンパニー 営業部 (エキュート立川)

店舗ごとの排出量計算とごみ保管場所が快適

従業員が運んできた種類ごとのごみを計量し、バーコードで読ませることで、店舗ごとのごみ量が管理でき、建物全体のごみ処理費用の計算が容易です。また、ごみの排出量削減や、資源のリサイクルを促進しています。
なお、ごみ保管場所に冷房を完備しているため、生ごみ等の特有の臭いがなく快適です。



共有スペースでも分別を徹底

共有休憩室には種類ごとのごみ箱を設置しています。
分別ルールを徹底することで、従業員へごみの減量やリサイクルへの意識啓発につながっています。



ごみ処理優良事業所認定制度

◇随時申請受付中◇

～ごみ処理優良事業所として申請してみませんか？～

ごみの減量やリサイクル活動に積極的に取り組む事業所を「ごみ処理優良事業所」として認定しています。

認定された事業所は市のホームページに掲載、「優良事業所認定証」と「ステッカー」を交付します。認定を受けることで環境に配慮した事業所というイメージアップとなるほか、従業員や利用者の意識啓発につながります。

認定要件、申請方法は市ホームページをご確認ください。

優良事業所 立川



検索

容器包装ごみの店頭回収の促進

◇随時受付中◇

ペットボトルや食品トレー等の容器包装ごみの回収ボックスをスーパーマーケット等の店頭にご設置いただき、リサイクルの推進にご協力いただいています。

店頭回収を実施している店舗を市の広報紙やホームページでご紹介し、広く利用を呼び掛けています。

掲載希望の店舗の方は、ごみ対策課までご連絡ください。

容器包装店頭回収 立川



検索

事業用大規模建築物（延床3,000㎡以上）の所有者・建設者の責務

大規模事業所からのごみの発生を抑制し、リサイクルを推進するため、条例により以下のことが義務付けられています。

- ①再利用の対象となる物の保管場所（廃棄物保管場所）を設置すること
【提出物】「再利用対象物保管場所設置届（兼廃棄物保管場所等設置届）」
- ②廃棄物管理責任者を選任すること
【提出物】「廃棄物管理責任者選任届」
- ③毎年5月末日までに前年度の実績と今年度の廃棄物減量及び再利用に係る計画書を提出すること
【提出物】「廃棄物減量及び再利用計画書」

再利用計画書 立川



検索

関連法規と罰則

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・立川市廃棄物処理及び再利用促進条例

不法投棄の罰則

廃棄物の処理を委託された業者が不法投棄を行った場合は、排出した事業者の責任も問われます。また、事業系ごみを家庭ごみとして処分することはできません。
5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金などが科せられます。

委託基準違反の罰則

事業系ごみの収集・運搬又は処分を無許可の業者に委託することはできません。
5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金などが科せられます。

事業系ごみの搬入物検査

立川市クリーンセンターは燃やせるごみの処理施設です。
焼却炉の負荷を減らし、クリーンセンターの安定した運営を図るため、搬入された事業系ごみは施設内において、金属類やペットボトル、プラスチックのほか、リサイクル可能な紙類等の資源が混入していないか、検査を行っています。混入があった場合は、搬入者に対して混入物の持ち帰りと徹底した分別を求め、指導を行っています。

事業所への訪問調査

事業系一般廃棄物の減量とリサイクルを促進するため、主にごみ排出量が多い事業所や、搬入物検査において低評価判定され排出元が特定された事業所等を対象として、訪問調査を実施しています。
廃棄物の保管状況や分別状況、ごみ減量と紙資源等の再利用取組を確認し、評価と改善点など、指導・助言をさせていただきます。

主な分別一覧表

【排出の別】多量系排出… 1 日平均のごみ排出量10kg以上（P 5 参照）

専用指定袋… 1 日平均のごみ排出量10kg未満（P 7 参照）

【略語説明】可燃…燃やせるごみ 不燃…燃やせないごみ プラ…プラスチック・ビニール・ペットボトル 産廃…産業廃棄物

ごみを出す際は、片手で持てる重さで袋の口をしぼってください（専用指定袋に収まらない場合は粗大ごみです）

	品目	排出の別				品目	排出の別		
		多量系排出	専用指定袋（少量系排出）				多量系排出	専用指定袋（少量系排出）	
			種類	備考				種類	備考
あ	アクリル板	産廃	不燃		さ	スプレー缶	産廃	不燃	★使い切って別袋
	油（食用）	産廃	可燃	紙・布に染みこませる		扇風機	産廃	不燃	★ハンディ式は別袋
	アルバム（紙製）	可燃	可燃	プラスチック製はプラ袋（写真は可燃）		掃除機	産廃	不燃	
	安全靴	産廃	不燃		た	体温計（水銀除く）	産廃	不燃	★電池は外して別袋
	インクカートリッジ	産廃	不燃	メーカー回収を利用		ダンボール	資源	資源	紙資源処理券
	落ち葉	可燃	可燃			電子タバコ本体	産廃	不燃	★別袋
か	傘	産廃	不燃			電気ポット	産廃	不燃	
	カセットボンベ	産廃	不燃	★ガスを使い切って別袋		電子レンジ	産廃	不燃	
	カメラ	産廃	不燃	電池を外す		電池（充電式・ボタン・リチウムイオン）	産廃	不燃	★別袋
	ガラス	産廃	不燃	新聞紙等で包む		トースター	産廃	不燃	
	缶	産廃	不燃			陶器類	産廃	不燃	
	緩衝材（紙製）	可燃	可燃	プラスチック製はプラ袋	は	発泡スチロール	産廃	プラ	大きなものは粉碎する
	乾電池	産廃	不燃	★別袋		刃物	産廃	不燃	刃の部分を厚紙等で覆う
	機密書類	資源	資源	紙資源処理券		ハンガー（プラ製）	産廃	プラ	金属混入は不燃
	記録メディア（CD、DVDなど）	産廃	不燃			プラ製品（弁当プラスチック容器含む）	産廃	プラ	汚れは水洗いで落とす
	空気清浄機	産廃	不燃			ヘルメット	産廃	不燃	
	靴（革・布・ビニール製）	可燃	可燃			ペンキ	産廃	可燃	紙・布に染みこませる
	蛍光管・蛍光灯（LED含む）	産廃	不燃	割らない		ペン類	産廃	不燃	
	血圧計（水銀除く）	産廃	不燃	★電池は外して別袋		ポリバケツ	産廃	プラ	
	新聞・雑誌・カタログ	資源	資源	紙資源処理券		保冷剤	可燃	可燃	
	さ	充電器	産廃	不燃		ま	モバイルバッテリー	産廃	不燃
シュレッダー紙くず		資源	資源	紙資源処理券	ら	ライター（使い捨て）	産廃	不燃	★ガスを使い切って別袋

★印は火災の原因になるので、必ず他のものと混ぜずに別袋にして、具体的な出し方は収集業者へお問い合わせください。

自ら搬入する場合

クリーンセンター「たちむにい」

「生ごみ」「燃やせるごみ」
「木製品に限る粗大ごみ」
(レール等の金属類やガラス等は必ず外す)

手数料400円/10kg

泉町2002番地 ☎042-519-5319

総合リサイクルセンター

「せん定枝」

手数料200円/10kg

西砂町4-77-1 ☎042-531-0950



搬入受付時間 月曜日から金曜日（祝日含む）
午前 8 時30分～正午、午後 1 時～午後 4 時

令和 7 年 3 月

発行 **立川市環境資源循環部ごみ対策課**
〒190-0034

立川市西砂町 4 丁目77番の 1（立川市総合リサイクルセンター内）

TEL. 0 4 2 - 5 3 1 - 5 5 1 8（直通）

FAX. 0 4 2 - 5 3 1 - 5 8 0 0

E-mail. gomitaisaku@city.tachikawa.lg.jp